

診療報酬の算定方法改定のお知らせ ＜センチネルリンパ節生検＞

(2020年3月)

日本メジフィジックス株式会社

〒136-0075 東京都江東区新砂3丁目4番10号

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のお引き立てにあずかり、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、この度、診療報酬の算定方法（及び特掲診療料の施設基準等）の改定が下記のように告示されました。

つきましては、「センチネルリンパ節生検」の項目について、主な改定点を別紙のとおりまとめましたのでお知らせいたします。

今後とも、倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 告示番号

診療報酬点数表：令和2年3月5日付厚生労働省告示第57号
特掲診療料施設基準等：令和2年3月5日付厚生労働省告示第59号


2. 実 施 令和2年4月1日（水）から

以 上

nihon
medi+physics

本件に関するお問い合わせは下記にて承っております。

製品お問合せ専用フリーダイヤル

 0120-07-6941

◆ 診療報酬点数表＜別表第一医科診療報酬点数表による＞（抜粋）◆

診療報酬の算定方法

改定：令和2年3月5日付厚生労働省告示第57号

実施：令和2年4月1日

センチネルリンパ節生検

第3部 検査

第4節 診断穿刺・検体採取料

通則

- 1 手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。
- 2 処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。

区 分	点数（点）	備 考
D409-2 センチネルリンパ節生検（片側）		注）別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳がんの患者に対して、1については放射性同位元素及び色素を用いて行った場合に、2については放射性同位元素又は色素を用いて行った場合に算定する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。
1 併用法	5,000	
2 単独法	3,000	

特掲診療料の施設基準等（令和2年3月5日付厚生労働省告示第59号 実施：令和2年4月1日）

第五 検査

十四 センチネルリンパ節生検（片側）の施設基準

- (1) 当該保険医療機関内に当該検査を行うにつき必要な医師が配置されていること。
- (2) 当該検査を行うにつき十分な体制が整備されていること。

第10部 手術

通則

- 1 手術の費用は、第1節若しくは第2節の各区分に掲げる所定点数のみにより、又は第1節に掲げる所定点数及び第2節の各区分に掲げる所定点数を合算した点数により算定する。この場合において、手術に伴って行った処置（区分番号J122からJ129-4までに掲げるものを除く。）及び診断穿刺・検体採取並びに手術に当たって通常使用される保険医療材料の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 区分番号K007〈皮膚悪性腫瘍切除術〉（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、（他区分省略）、K476〈乳腺悪性腫瘍手術〉（1から7までについては、注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、（他区分省略）に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。ただし、区分番号K546、K549、K597-3、K597-4、K615-2及びK636-2に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合に限り、地方厚生局長等に届け出ることを要しない。
- 5～~~18~~19 (略)

第1節 手術料

区 分	点数（点）	備 考
第1款 皮膚・皮下組織（皮膚、皮下組織） K007 皮膚悪性腫瘍切除術 1 広汎切除 2 単純切除	28,210 11,000	注) 放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検（悪性黒色腫等に係るものに限る。）を併せて行った場合には、センチネルリンパ節加算として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該手術に用いた色素の費用は、算定しない。
第7款 胸部（乳腺） K476 乳腺悪性腫瘍手術 1 単純乳房切除術（乳腺全摘術） 2 乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの） 3 乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの） 4 乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。）） 5 乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの 6 乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの 7 拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの） 8 乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの） 9 乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴うもの）	14,820 28,210 22,520 42,350 42,350 42,350 52,820 27,810 48,340	注1) 放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合又はインドシアニングリーンを用いたリンパ節生検を行った場合には、乳がんセンチネルリンパ節加算1として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。 2) 放射性同位元素又は色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、乳がんセンチネルリンパ節加算2として、3,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。

特掲診療料の施設基準等（令和2年3月5日付厚生労働省告示第59号 実施：令和2年4月1日）

第十二 手術

一 医科点数表第二章第十部手術通則第4号及び第18号に掲げる手術の施設基準等

(1) 通則

緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。

(2) 皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）、（他区分省略）、乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘術）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。））、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの及び拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）については、乳がんセンチネルリンパ節加算1又は乳がんセンチネルリンパ節加算2を算定する場合に限る。）、（他区分省略）の施設基準

イ 当該療養を行うにつき十分な専用施設を有している病院であること。ただし、（他区分省略）、乳腺悪性腫瘍手術（単純乳房切除術（乳腺全摘術）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）、乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。））、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの、乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの及び拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）については、乳がんセンチネルリンパ節加算1又は乳がんセンチネルリンパ節加算2を算定する場合に限る。）、（他区分省略）については、診療所（（他区分省略）、乳腺悪性腫瘍手術、（他区分省略）については有床診療所に限り、（他区分省略））でもよいこととする。

ロ 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師が配置されていること。